

## 「オフ・バランスシート・ファイナンスと 会計の基本的枠組みの変化」(2)

### 目 次

1. 問題の所在
2. 各国の問題状況
3. オフ・バランスシート・ファイナンスの諸手法  
( 以上前号 )
4. 英国におけるオフ・バランスシート・ファイナンス論争
5. 結びにかえて

山 田 正 雄

## 4. 英国におけるオフ・バランスシート・ファイナンス論争

前節では、オフ・バランスシート・ファイナンスの諸手法について検討を加えてきたが、ここでは各々の手法が異なる問題レベルではあっても、会計の資本・負債・資産概念の変更を要する動因となりうるものが明らかとなった。ここでは、その具体例として、最近の英国におけるオフ・バランスシート・ファイナンス論争を検討することによって、財務の問題が会計の問題へと意識され、さらに制度化へ向けて動き出す過程のなかで、会計の基本的枠組みの変化を明らかにしたい。

周知のように、英国の会計基準をめぐる最近の議論の中心の一つにオフ・バランスシート・ファイナンスの問題がある。<sup>1)</sup>

財務諸表が提供する主要な経営指標として、損益計算上の「当期純利益」の他に貸借対照表から得られる「負債・資本比率」(ギャリングレシオ)があるが、このギャリングレシオを歪める行為としてウィンドドレッシング(粉飾を目的とした取引偽装行為)とオフ・バランスシート・ファイナンスが問題となってきている。<sup>2)</sup>

議論の根底には、「財務諸表は企業の経済的実体を示すことができるのか」「連結財務諸表と注記の開示上の差異は何か」という会計の表示に関する基本問題が潜んでおり、さらには、経済実態と法的形式のどちらを優先させるかという問題として、会計と法律の各専門家の見解が対立するという形で議論は混沌の様相を呈している。

英国では1930年代から1940年代にかけて、完全所有子会社を設立し、これを利用して資産・負債の相当部分を親会社の貸借対照表から隠蔽する実務が横行した。

そのため1948年会社法は、連結財務諸表の開示を強制し、それは現行会社法(Companies Act 1985)にもそのまま継承されている。この会社法において子会社とは次のように定義されている。<sup>3)</sup>

すなわち、子会社とは、ある会社が他の会社の

(1) 株主であると同時に取締役会の構成を支配しているか、  
または、

(2) 名目株式資本額の過半数を所有している場合の当該他の会社をいう。

また、連結財務諸表に関する会計実務基準書(SSAP14)も、会社法の定義を踏襲している。

40年前に施行されたこの連結制度は、当然に親会社によって支配されている全ての子会社を連結の対象とすることを意図したものであるが、これに挑戦する形でオフ・バランスシート・ファイナンスが目立ってきたのは、上述の定義が次のような議論の余地を与えたという意味で不十分であったからといえるようである。すなわち、

(1) 親会社が子会社の取締役会の構成を支配できるという要件は、必ずしも当該取締役会の議決

権の過半数を有することを意味しない。したがって、議決権の支配の有無が親会社・子会社の関係性の有無の判定と結びつかない定義となっている。

- (2) 名目株式資本額の過半数所有の条件も、株式の議決権の過半数の所有を意味しないため、同様の問題が生ずる。
- (3) さらに、取締役会の構成や株式所有という方法以外に、実質的な支配が行われている状況があっても、それは子会社として定義されない。

こうした定義上の問題があるために、他の会社を実質的に支配しているにもかかわらず連結対象外とする「子会社でない子会社」(non-subsidiary subsidiaries) が出現し、これがオフ・バランスシート・ファイナンスの温床となっているのである。

英国勅許会計士協会は、このような状況に対して健全な会計慣行の形成のため1985年12月「専門通牒」(Technical Release: TR) 603号を発表した。それによると、「財務諸表の作成にあたっては法的形式よりも経済的実態を重視すべきであり、その結果、法的形式に基づいた金額と異なる金額を表示するばあいには、法的形式に基づく金額を注記すべきである」とされており、これはオフ・バランスシート・ファイナンスやウィンドドレッシングに対する会計実務上の指針を示したものと評価され、事実これにより貿易産業省 (DTI) の態度も法形式重視から経済実態重視へと変化するに至ったのであった。

しかしながら、米国では FASB が金融手段及びオフ・バランスシート・ファイナンスに関する新プロジェクトを承認してこの問題の解決に取り組み始めたのに対し、英国の会計基準委員会 (ASC) が会計実務基準書 (SSAP) の改訂について積極的でなかったことや、勅許会計士協会の最近の財務諸表の実態調査の結果、オフ・バランスシート・ファイナンスが重大な存在となっていることが判明したことなどから、この問題を再検討する動きが生じたのである。<sup>4)</sup>

さらに、実際上の問題としてシティにおいて多くのマーチャントバンクが“オフ・バランスシート・ファイナンス商品”と称するものを販売しているということが公然の秘密となるに至り、ASC は、今年3月新会計実務基準の設定に対する行動を開始した。

現行の会計方針の開示については SSAP 2 号が発表されているが、今回の改正は新たにオフ・バランスシート・ファイナンスに関する開示の基準を定めるものである。

具体的なスケジュールとしては、ASC の研究グループが新会計基準の草案を6月下旬までに ASC に提出し、ASC がこれを検討して8月頃に公開草案 (Exposure Draft) として発表する予定である。さらに新基準書の実施は1988年7月1日からということになるものと予想されている。

これにより、法の文言やその解釈論を利用して企業の財務諸表に取引の経済的実態を反映させることを妨げる行為は、財務諸表の「真実で公正な表示」(true and fair view) の観点からこれを阻止するという勅許会計士協会の態度が明らかに示されたといえることができる。

これに対して法律協会（The Law Society）は、すでに TR603号の内容についてこれを批判する文書を発表している。それによると、法的形式より経済的実態を重視しようとする会計士協会の姿勢は「危険であり、かつ望ましくない」とされ、さらに会計士は法律上の会社支配の客観的概念を自ら主観的基準にすりかえようとしていると激しい表現で批判している。<sup>5)</sup>

すなわち、一般にオフ・バランスシート・ファイナンスと呼ばれる取引には、次の3つのタイプの異なる性質のものがあり、会計士がこれを識別してそれぞれに適切な処理を示すことは困難であるとする。

3つのタイプとは、

- (a) 財務諸表上で、その形式の額面金額を表示することが「真実で公正な表示」とならないようなケース
- (b) 会社法の会計に関する規定（Schedule 4, CA1986）を厳密に適用することが、会計上の観点からは不適当な情報となってしまうケース
- (c) 「真の法律上の効果」が、その表面的取引の形態と異なるケース

しかしながら、(a)のケースでは「真実で公正な表示」が明らかに優先されるべきことについて法曹界も同意を示しており特に問題は生じない。(b)のケースについては、リース取引の資産化を指示している SSAP21号が既に存在しており、これが好例であるが法曹界はそれ自体も問題であるとしている。また、(c)のケースに関しては、法律家の側に混乱があると会計士サイドは指摘する。ここでいう「真の法律上の効果」とはなにを意味するのか明確ではないにせよ、彼らに混乱のあることは、買戻条件付売上に関して法律協会が「ある状況下では法的形式よりも取引の実態が優先される」と述べていることから明らかであるとしている。

結局、法曹界の反論は新たな会計基準やガイドラインを設けなくとも、現行制度下で既に「真実で公正な表示」が法律の逐条的適用に優先されるし〔(a)のケース〕、法的形式よりも「真の法律上の効果」が重視される〔(c)のケース〕こともあるというものである。

したがって問題は、(b)のケースにあたる取引で（おそらく多くがこれに該当するが）、法曹界の見解はこれを追加的ディスクロージャー<sup>6)</sup>で補足すべきであるというものである。その根拠は、財務諸表が利用者に対する情報機能を有するがゆえに客観性・比較可能性を保証すべきであり、主観的判断の介入の余地を最小限にとどめるべきであるという点にある。

上述の法曹界の論陣に対して、会計士サイドは、オフ・バランスシート・ファイナンスに関するこれまでの議論の経過に逆行するものであり、実務上の問題解決に何ら寄与しないものであると正面から批判している。

しかしながら、The Touche Ross 会計事務所がこの問題は現行の会社法の改正をすることにより解決できるという見解を表明したことなどから、会計専門家の中でも新たな議論が生じ、新会計基

準の設定までにはかなり紆余曲折があるものと予想される。

これまでの検討の結果、英国においては、企業が低成長下での収益悪化を財務政策で保管し、経営の効率化と財務内容の健全化を志向する一方、1985年会社法の子会社に関する規定と実態との乖離ということを動因として、資産の流動化と負債のオフ・バランスシート・ファイナンスが進行した結果、オフ・バランスシート・ファイナンス論争という現象が出現したといえるであろう。そこでは、オフ・バランスシート・ファイナンスという財務の課題が会計の課題として意識され、さらに制度化への胎動が、会計の資本・負債・資産概念の変更に加えて、会社法の解釈の拡大・変更という会計制度全般の変更という課題につながる形で始まっていることが明らかであろう。<sup>7)</sup>

〔注〕

- 1) 最近の英国におけるオフ・バランスシート・ファイナンス論争については次の論稿を参照されたい。

戸張喜一郎 「諸外国におけるオフ・バランスシートの会計上の対応」

『企業会計』 第40巻第12号

また、英国における会計規制については、次の文献を参照されたい。

菊谷正人著 『英国会計基準の研究』 同文館 1988年

千葉準一著 『英国近代会計制度』 中央経済社 1991年

田中 弘著 『イギリスの会計基準』 中央経済社 1991年

Taylor P. and Turley S. "The Regulation of Accounting," Basil Blackwell, 1986.

- 2) TR 603, "Off-Balance Sheet Finance and Window Dressing," *ACCOUNTANCY*, Feb. 1986, pp. 129-131.

また、これに関連して次の文献を参照されたい。

Rutherford B. A. and Wearing R. T., "Case 15 Off-Balance-Sheet Financing and Window Dressing," *Cases In Company Financial Reporting*, 1987, pp. 152-154.

- 3) The Companies Act 1985 § 736 (1).

- 4) Renshall M., "ASC may become mirror image of FASB," *ACCOUNTANCY*, August 1987, p. 5,

"Off-Balancesheet Finance the ASC's answer," *The Accountant-Magazine*, May 1988.

- 5) Tweedie D. and Kellas J., "Off-Balance Sheet Financing," *ACCOUNTANCY*, June 1987, pp. 19-20.

cf. Aldwinckle R., "Off-Balance Sheet Finance - The Legal View," *ACCOUNTANCY*,

June 1987, pp. 19-20.

6) 高月重広 「オフ・バランスシート・ファイナンス」 『会計ジャーナル』 1886年6月号を参照されたい。

7) オフ・バランスシート・ファイナンスが、会計の負債概念の変更を通じて、会計基準の変更を要する問題であることを指摘したのとして、次の論稿を参照されたい。

田中健二 「オフ・バランスシート・ファイナンスと会計基準」 『経営行動』 第4号。

## 5. 結びにかえて

これまでオフ・バランスシート・ファイナンスという新しい財務手法に関して考察してきたが、そのような財務手法の多様化・増大の傾向は、資本市場の軟化を契機として、自己資本比率規制等の各種の規制の強化のもとで、企業が資本調達を財務政策（特に負債金融）の強化によって補完しようとしたことが直接的動因となったと考えられる。

ところが、このような新しい財務手法の出現がただちに会計問題へと転化するわけではない。従来は、会計政策の重点が決算時点での会計方針の選択の問題とそれに伴う会計数値自体の変更におかれていたのに対して、近年、決算日以前における会計政策の行為領域の拡張が注目されている。すなわち、「事象表現手段としての会計」から「事象形成手段としての会計」への重点の移動である。<sup>1)</sup> また、この行為領域の拡張の意味は、予定調和的損益計算と呼びうる行為（決算日以前において予想される外的影響を予測して、あらかじめ経営行動自体を変更する結果、会計数値を変更して所期の目的を達成しようとする行為）、すなわち財務と会計の相互依存関係のいっそうの強化傾向を示すものであるといえるのであるが、このことは、単に「情報誘導(information inductance)」<sup>2)</sup> とは異なり、経営行動自体の変更（事象形成手段としての会計）とその変更に伴う会計表示上の変更（事象表現主眼としての会計）の両者の関係は、必ずしも後者の目的のためだけに行われるわけではなく、経営行動の変更のためには、それが会計表示上どのように表されるか、という点もまた経営行動自体を決定する際の重要な一要因を形成するのである。したがって、両者の関係は複雑な相互依存関係にあるのであって、決算時の財務諸表への表示目的のためにのみ（事象形成手段としての会計政策目的のためにのみ）実施されるわけではない。すなわち、財務と会計の関係は、相互規定的であるといえるのである。

したがって、これまでの考察の結果で明らかなように、オフ・バランスシート・ファイナンスという新しい財務手法の出現は、たんに貸借対照表上への表示問題には止まらず、また、それらは一元的レベルではなく、それぞれが異なるレベルで会計問題へと転化することによって、会計の

概念的フレームワークに関して、受託責任会計の枠組みから意思決定会計の枠組みへと重点の移動を喚起するのである。また、オフ・バランスシート・ファイナンスという新しい財務手法・財務戦略の変容は、本来、会計が問題とすべき領域（資本・負債・資産概念等々）の拡大・変容の契機となりうるばかりではなく、個別企業の会計政策の変容が国家レベル（公的会計政策）へ転化する契機ともなりうるのである。

#### 注

- 1) Pfleger G., "Bilanzpolitische Sachverhaltsgestaltungen in Dezember." *Der Betrieb*, November 1985, S. 2465.
- 2) 高寺貞男 「作成者指向の会計理論の基本構成」 浅羽二郎編『会計制度の基本問題』 森山書店 1980年。

